

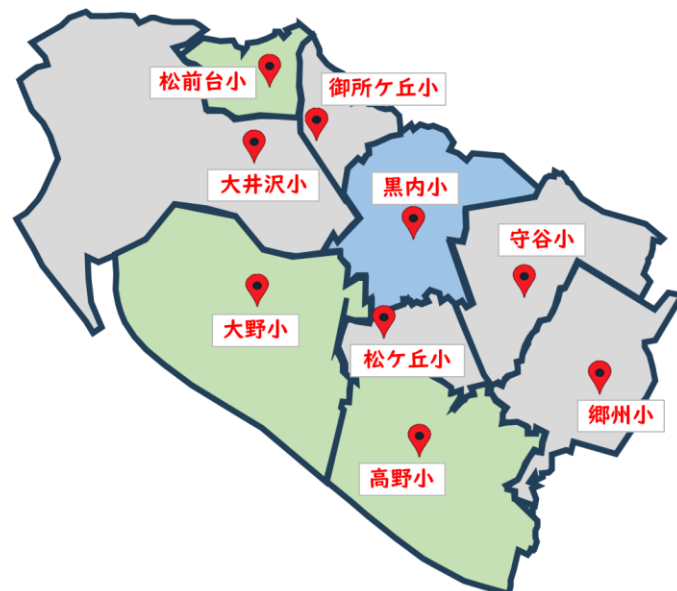
望ましい学校規模の範囲に近づけるための 方策の検討について

- 市立小学校の学校規模推移
- 適正配置を検討する時期
- 適正配置の実施に向けて

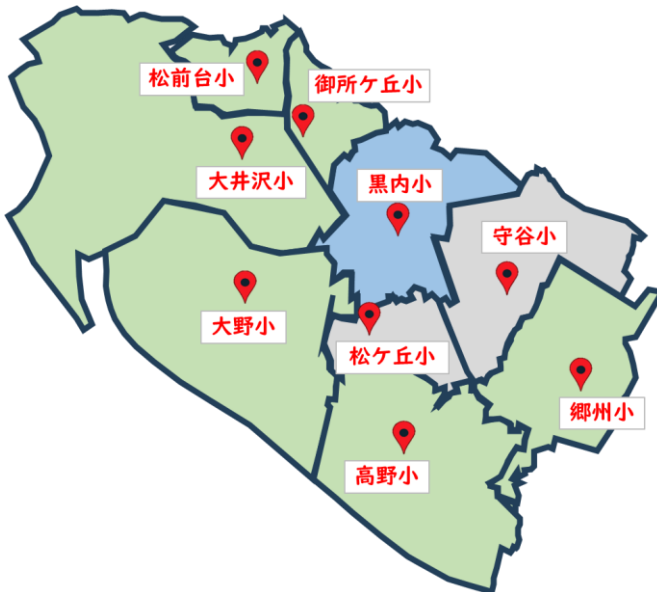
令和6年9月24日(火)
守谷市教育委員会
学校教育課

市立小学校の学校規模推移

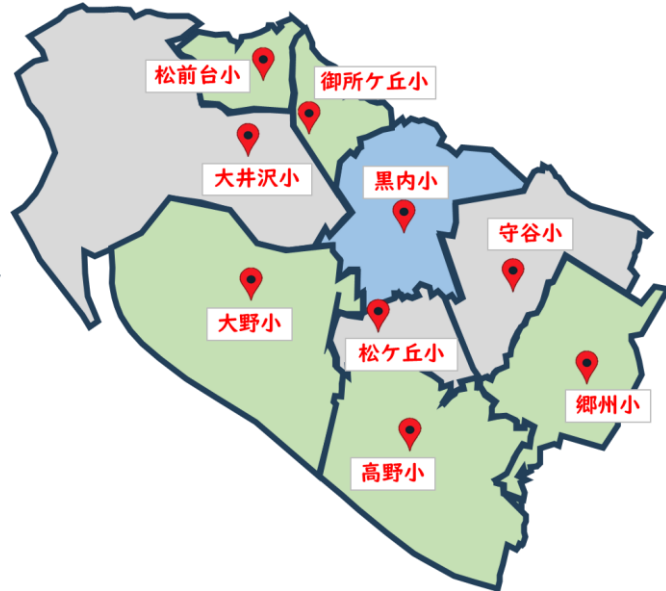
令和6年度(2024)



令和15年度(2033)



令和20年度(2038)

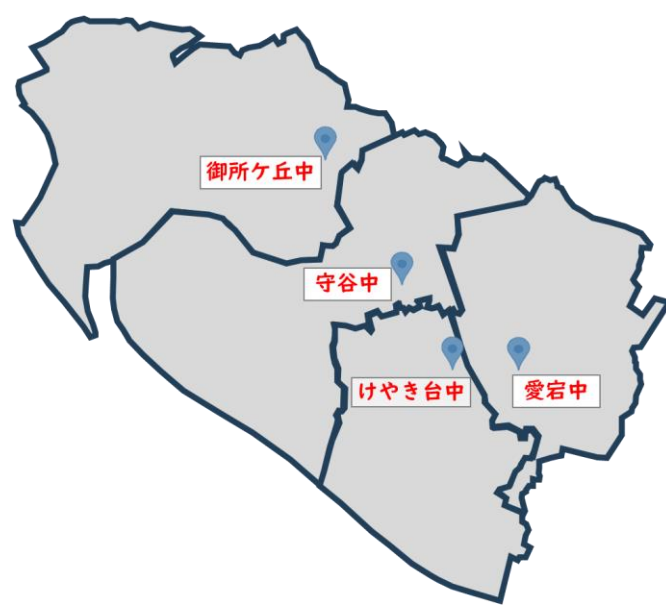


過小規模
 小規模
 適正規模
 大規模
 過大規模

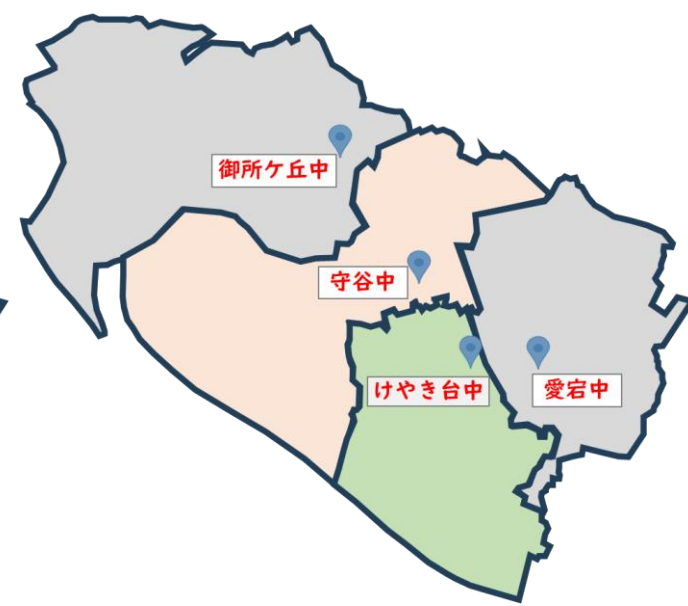
- 黒内小学校では、対策を講じない場合は過大規模校化が長期間継続します。
- 一方で、2030年代頃から大野小学校および高野小学校で1学級の見込みとなっています。

市立中学校の学校規模

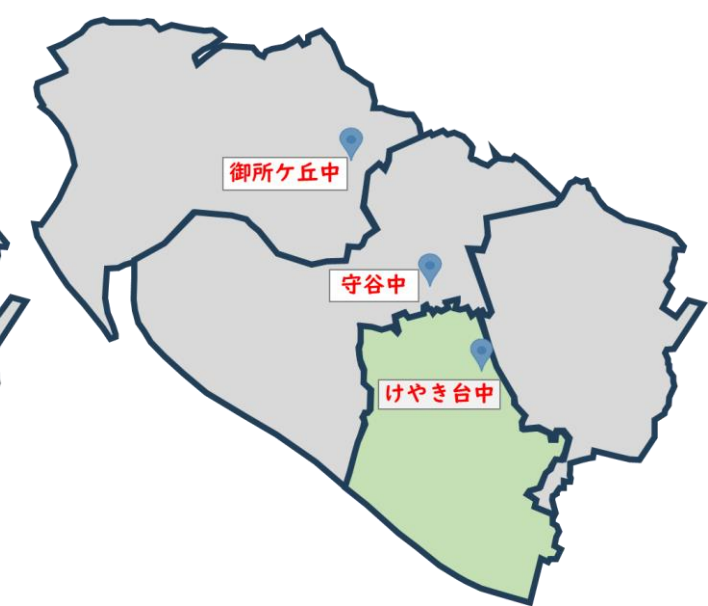
令和6年度(2024)



令和15年度(2033)



令和20年度(2038)



過小規模
 小規模
 適正規模
 大規模
 過大規模

- 黒内小学校で対策を講じない場合は、2020年代後半から守谷中学校が大規模校化する見込みとなります。
- 一方で、2030年代以降、けやき台中学校が免許外指導解消の目安となる9学級以下となり、小規模校となる見込みとなっています。

■適正配置の実施に向けて

「子どもたちにとって望ましい教育環境をつくる」という観点で適正規模を設定し、適正配置は、「**適正規模（子どもたちにとって望ましい環境）の学校を、市全体で中長期的に持続させる**」ことを目的に検討する。

学校規模の適正化、学校の適正配置を進めるに当たり、適正化を検討すべき段階を明確に定めることで、より適切な手法を検討できるようにしていきます。

学校規模の適正化、学校の適正配置を検討する際には、「子どもたちにとって望ましい教育環境をつくる」という視点で、具体的な問題解決策の検討を進めていきます。

適正化の手法を具体的に検討する段階では、児童生徒数・学級数推移のみならず、通学路の安全性や通学時間、地域性、学校施設の劣化状況、維持管理費用や修繕更新費用等、多面的な実態把握を行います。

保護者や地域に対して、適正化の目的や学校の現状、対策案について十分な情報提供を行い、丁寧な説明と意見集約を行います。

■適正配置を検討する時期（事務局案）

適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、以下の水準が見込まれる際には、将来を見据えた具体的な対応に着手します。

大規模校

【小学校】

✓ 10年後に過大規模校（31学級以上）となる水準が見込まれる場合

【中学校】

✓ 10年後に過大規模校（25学級以上）となる水準が見込まれる場合

- 普通学級が大規模校に該当する水準にあり、特別支援教室数を加えると保有教室数の不足が見込まれる際には適正規模化を速やかに検討する

- ・ 手法検討の組織体立上げ、手法の決定、地域への詳細な説明が可能となる期間として10年を設定。
- ・ 判断要素として特別支援教室数を加えた。国では、総合的な判断を行うためのその他要素として、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性等の育成状況などを例示している。

■適正配置を検討する時期（事務局案）

小規模校

✓ 10年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合

- 複式学級となる基準（小学校：2学年で16人（1・2年生の場合は8人）、中学校：2学年で8人）に近い児童生徒数の学年（学級）が複数発生することが見込まれた際には適正規模化を速やかに検討する

<小・中学校>		
同学年の児童で編制する学級	小学校 35人(1年生) 40人(2～6年生)	中学校 40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>		
	6人（重複障害 3人）	

《参考》

○小学校設置基準（文部科学省令）
（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

出典：文科省「公立小中学校等の学級編制及び教職員定数の仕組み」（令和2年）

- 手法検討の組織体立上げ、手法の決定、地域への詳細な説明が可能となる期間として10年を設定。
- 国では、総合的な判断を行うためのその他要素として、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性等の育成状況などを例示している。

■適正配置の手法(例)

通学区域の見直し	通学区域を見直す	
学校選択制	① 自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	② ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③ 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④ 特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤ 特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
統 合	① 既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	② 新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③ 分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
地域の状況を踏まえた工夫	① 分校	- 例えば小学校低学年までは地元の分校に通い、高学年になったら本校に通うこととする - 他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置する
	② 組合立学校	近隣の地方公共団体との組合立学校の設置
	③ 遠隔合同授業等	- ICT を活用した遠隔合同授業 - 複数の学校が連携して専科指導の充実を図る
校舎の増改築等	既存校舎に増築または改築	
	施設転用	
新設	新設校の設置	

出典：文部科学省「令和5年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」

■適正配置の実施に向けて

過大規模校から適正規模

手法

(1) 通学区域の見直しの検討

- ①中学校区内の隣接小学校間の見直し
- ②隣接中学校区間での小学校間の見直し
- ③より広域的な範囲での通学区域見直し

(2) 学校選択制の導入

(3) 増築や改修等による必要教室数確保

(4) 新設校の設置（分離新設）

通学への配慮（安全性、遠距離者への支援、適切・弾力的な区域設定）

学校関係者、保護者、地域との連携

地域との関わり、拠点機能としての配慮

学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）

可能な限り早期かつ適切な情報提供

特別支援教育を受ける児童・生徒に対する適切な指導及び支援体制

学校選択制を利用する児童・生徒の人数予測が困難

過大規模校化が進む恐れが大きい

学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）

他校との距離、市全体での児童生徒数偏在の解消にもつなげる必要がある

コスト面



■適正配置の実施に向けて

過小規模校から適正規模

手法

(1) 通学区域の見直しの検討

- ①中学校区内の隣接小学校間の見直し
- ②隣接中学校区間での小学校間の見直し
- ③より広域的な範囲での通学区域見直し

(2) 学校選択制の導入

(3) 加配職員等の配置などにより、小規模校のデメリットを解消・緩和し、メリットの最大化を図る

(4) 学校の統合

通学への配慮（安全性、遠距離者への支援、適切・弾力的な区域設定）

学校関係者、保護者、地域との連携

地域との関わり、拠点機能としての配慮

学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）

可能な限り早期かつ適切な情報提供

特別支援教育を受ける児童・生徒に対する適切な指導及び支援体制

学校選択制を利用する児童・生徒の人数予測が困難

一定の集団規模が確保されず、デメリットが残る

学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）

他校との距離、市全体での児童生徒数偏在の解消にもつなげる必要がある

コスト面

